



発行日:令和8(2026)年 2月 27日
発行元:全国地域生活定着支援センター協議会 〒854-0001 長崎県諫早市福田町357-1
E-mail: zenteikyo.jimu@gmail.com Tel:0957-23-1332 Fax:0957-24-1330
ホームページ:<https://zenteikyo-jimu.jimdofree.com/>



ホームページ

賛助会員求む！！

全定協では、目標額を50万円とし、賛助会員を募集しております。出所したばかりで、所持金が少ない対象者に対し、地域で再スタートができるよう準備金として活用できるよう各センターへ配分される予定です。

通信名の由来

ハシビロコウという鳥をご存知でしょうか？普段はじっと動かず立ち尽くしていることで有名な鳥ですが、実はその鋭い眼光で周囲を見つめ、獲物が近づいた途端、大きな翼を広げ獲物に襲い掛かります。私たち地域生活定着支援センターの職員も、日ごろは冷静に状況を見つめつつ、いざという時には素早く動ける存在になりたいという思いを込めて名付けました。



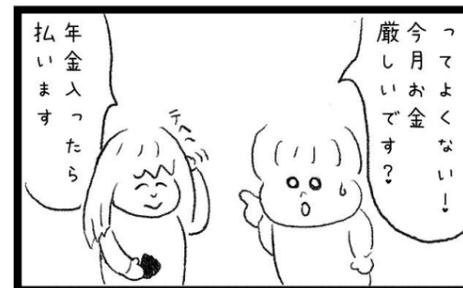
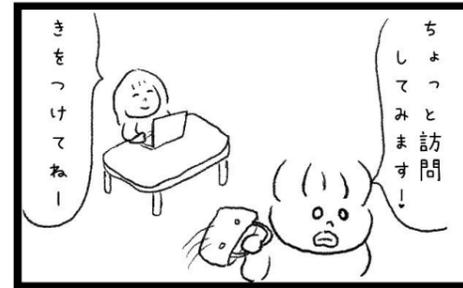
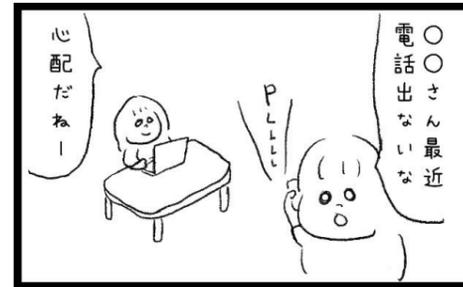
アンケート

今後のよりよい紙面づくりのためにアンケートにご協力ください。右QRコードよりアクセスしてご回答ください。



この通信はA3両面印刷2つ折りでお読みください。複数部ご希望の場合は、全定協事務局までご連絡ください。

てーちゃくあるある
よかった??



矯正を強制することが 共生するということなのか？

立教大学コミュニティ福祉学部准教授
掛川直之



日本の矯正処遇は、いま、大きく変わろうとしています。2025年6月1日から、日本では、懲役刑と禁錮刑とをひとまとめにして、拘禁刑という新しい刑罰のかたちがつくられました。懲役刑というこれまでの刑罰においては、刑務作業という強制労働を課すなかで、「懲らしめる」ことによって、受刑者が「反省」して「もうしなくなる」という考え方がとられていました。ですが、そもそも、高齢受刑者の増加や障害のある受刑者が認知されるようになり、その対応が難しくなっていました。さらに、折からの高い再犯者率が物語っているように、これまでの懲役刑(・禁錮刑)という刑罰のかたちは、その目的を十分には果たすことができていなかったといわざるをえません。同時に、刑務官による受刑者に対する暴行や虐待が明るみに出てくるなかで処遇の透明化をはかり、人としての主体性の回復を目指す処遇が求められていくことになりました。こうして、日本の刑罰のあり方が、「懲らしめ」から「改善更生/社会復帰」へと大きく舵が切られようとしているのです。

この拘禁刑という新しい刑罰のもとでは、受刑者の「改善更生」のために、必要な「作業」をおこなわせるだけでなく、個別の課題に応じた必要な「指導」をおこなうことができるようになりました。これは一見、素晴らしいことのように思われるかもしれませんが、しかし、わたしたちは、この改正を、本当に手放しで受け入れていいのでしょうか。よくよく考えてみると、この「改善更生」という状態は、いったい、誰が決めたどのような状態を指すのでしょうか。あるべき「改善更生」の像を「国家」が定め、その像に押し込めるために「指導」をおこなうということになってしまわないでしょうか。犯罪という行為は、誰にとっても「悪い」行為であるがゆえに、その犯罪行為を手離すという「改善更生」は、誰にとっても「善い」ことのように思えます。もちろん、そのことを決して否定するわけではありません。しかしながら、「改善更生」という「善意」に基づく「社会復帰」を規定してしまうことの恐ろしさに、刑事司法ソーシャルワークに携わるわたしたちは誰よりも敏感でなければならないのではないのでしょうか。いま一度、「改善更生」は、「誰の、何のためのものなのか」ということを考えなければなりません。

次ページへ続く

矯正を強制することが共生ということなのか？

元来、刑法や刑事政策の議論において自由刑は、その者が犯した罪に応じて自由を奪うものであり、受刑者は刑事施設に拘置される義務を負い、国家はこの機会に社会復帰に向けた援助をおこなう義務を負う、というふうと考えられてきました。

このように考えると、受刑者には、社会復帰をするための援助を受ける権利はありますが、社会復帰を強制される義務はない、ということになります。もとより、受刑者本人の「変わりたい」という自発的な意思なくしては、「改善更生」にはつながらないでしょうし、「社会復帰」はなしえないのではないのでしょうか。

「指導」という名のプログラムを受けさせられることが、受刑者にとって「苦痛」に感じられては、本当の意味で変わっていきこうということにもつながることはないと思われます。「苦痛」を与えて人を変えることはできないのです。くわえて、受刑者がこの「指導」を望んだとした場合、出所後の地域においてもこの指導を継続的に受けられるよう、矯正施設と地域との「連携」を強化していくことも不可欠です。

刑事司法と福祉の連携が進められていくなかで、福祉の側は、矯正施設の側のことを知ろうと努力を続けてきました。刑事司法も福祉のことを利用しようとするだけではなく、きちんと知ろうと努力する必要があるようにも思えます。お互いのことをよくわかったうえで、矯正施設の側は、単に出所させるのではなく、つなげたうえで出所させる、という意識をより強く持つことが求められます。出所後は、当然、刑罰による抑圧的なかわりではなく、福祉による反抑圧的なかわりのなかで、孤立感を緩和させることが大切になってくるのではないのでしょうか。

もっとも、拘禁刑の導入を契機に、矯正施設の側が変わろうとしていることは間違いありません。とすれば、つぎは、わたしの側も変わらなければなりません。地方自治体、地域生活定着支援センターをはじめとする福祉機関、市民といった地域社会も、これまで以上に、矯正施設から出所する人たちの受け皿としてのあり方について考えなければなりません。

わたしたちは、受刑者を「国家が決めたあるべき姿」に人を押し込めるのではなく、「自らがこうなりたいという姿」について本人とともに考え、本人の自発性をいかに引き出すかが肝心です。ソーシャルワーカーは、強制ではなく対話と連携のなかで、本人の抱える孤立をほどこき、ともに生きていく力を地域でとり戻していくための伴走者であり続けなければならないと、拘禁刑の導入を契機にわたしは改めて考えています。



居住支援法人の活動の実際と課題③

地域生活定着支援センターと居住支援法人との連携を深め、支援を必要とする人々の安定した地域生活を実現するために、以下の3つの役割が期待されます。

1. 情報共有と的確なコーディネート

専門知識の共有: 地域生活定着支援センターが持つ、高齢者や障害者、刑務所出所者など、特に配慮が必要な人々の特性や支援ニーズに関する専門的な知識を、居住支援法人と共有することが重要です。これにより、居住支援法人は対象者への理解を深め、より適切な住まいの提供や配慮が可能になります。

スムーズな情報連携: 支援対象者の情報を、個人情報保護に配慮しつつ、両者間で円滑に共有する仕組みを構築することが求められます。例えば、対象者の心身の状態、必要な配慮、経済状況などを正確に伝えることで、入居からその後の生活まで一貫したサポートが実現できます。

2. 切れ目のない支援体制の構築

入居前後の共同支援: 居住支援法人が住まいの確保を担当し、地域生活定着支援センターが福祉サービスの利用調整や生活相談を担うなど、入居前から退去後まで一貫して関わる「切れ目のない支援体制」を共に作ることが期待されます。例えば、入居が決まった段階で、今後の生活設計について三者(本人、居住支援法人、センター)で面談を行うなどの具体的な取り組みが考えられます。

緊急時の連携: 入居後にトラブルが発生した場合や、対象者の心身の状態が変化した場合に、迅速に連携して対応できる体制を整えておくことが不可欠です。定期的な連絡会議の開催や、緊急連絡網の整備などが有効です。

3. 地域における支援の輪の拡大

地域への橋渡し: 居住支援法人が確保した住宅で、対象者が孤立せずに地域社会で生活続けられるよう、地域の福祉サービス事業所や社会資源、社会福祉協議会などへ繋ぐ役割が期待されます。センターが持つ地域のネットワークを活かし、対象者と地域住民との交流の機会を創出することも重要です。

大家や不動産事業者への啓発: 住宅の提供にためらいがある大家や不動産事業者に対し、地域生活定着支援センターが居住支援法人と協力して、対象者の状況や公的な支援制度について説明し、理解を促す活動も求められます。これにより、借りられる住宅の選択肢を増やすことができます。

これらの他機関連携を通じて、支援を必要とする人々が安心して暮らせる地域共生社会の実現が期待されます。

居住支援法人の活動の実際と課題②

1. 深刻な財政難

最大の課題は、事業の継続性を脅かす財政的な厳しさです。多くの法人がNPO法人など非営利で運営しており、国からの補助金に大きく依存しています。しかし、その補助金も年々少なくなっています。相談業務や見守りといった手間のかかる支援に見合うだけの安定した収益モデルを確立できていないのが現状です。ある調査では、居住支援法人の約6割が赤字経営であるとの結果も出ており、事業の持続可能性が危ぶまれています。最近の動向としては、地域居住支援事業や居住サポート住宅など新たな助成事業との組み合わせによる活用も行うようになってきました。

2. 協力物件の不足

住宅確保要配慮者の受け入れに協力的な大家や不動産会社は、依然として少数派です。新聞に名前が出ている、家賃滞納、入居者間のトラブル、孤独死などへの懸念が根強く、門前払いされるケースも少なくありません。協力的な不動産会社や大家を開拓、説得し、信頼関係を築き、IOT等を活用して、安心して貸していただける仕組みを作っています。(それでも借りれない方はサブリースを実施しています)

3. 関係機関との連携の難しさ

居住支援は、行政の福祉部門、地域の社会資源、社会福祉協議会、さらには不動産業界など、多様な主体との連携が不可欠です。しかし、各機関の制度や目的が異なるため、スムーズな情報共有や役割分担が難しい場合があります。「住宅」と「福祉」の間に存在する制度的な縦割りが、切れ目のない支援を提供する上での障壁となっています。最近では市区町村に居住支援協議会や重層的支援体制整備事業との連携により縦割りに横ぐしを刺す取り組みが行われるようになってきました。(今年からは国土交通省・厚生労働省の共同省令)

これらの課題を克服し、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、居住支援法人の活動に対する公的な財政支援の恒久化や、大家へのインセンティブ強化、そして不動産と福祉を繋ぐ専門人材の育成といった、多角的な支援策が急務となっています。



次ページへ続く

府中刑務所における拘禁刑下の取組について

府中刑務所 作業療法士 紙田緑・林稚憲
福祉専門官 桑原行恵

令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により、新たに拘禁刑が創設され、令和7年6月1日に施行されました。この拘禁刑の創設により、刑事施設において、受刑者の再犯防止に向け、より一層、個々の受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施することが可能になりました。個々の受刑者の特性に応じた処遇を実施するため、24の「矯正処遇課程」が設けられたところ、今回は、この中で新設された「高齢福祉課程(DS)」、「福祉的支援課程(DH・DM)」の取組についてご説明いたします。

DSはおおむね70歳以上で、認知症、身体障害等により自立生活を営むことが困難な者、DHは知的障害又は発達障害を有し、又はこれらに準ずる者、DMIは精神上的の疾病又は障害を有し、自立生活を営むことが困難な者が対象です。DS・DH・DMを総称して「D系統」と呼び、個々の特性に応じた矯正処遇を行い、必要に応じて福祉的支援等を行っています。

府中刑務所では、新たにD系統専用の工場を増やし、刑務官のほか、作業専門官、教育専門官、福祉専門官、心理専門官、作業療法士、理学療法士等が関わり、多職種連携をしながら処遇を実践しています。

処遇内容としては、D系統に共通する取組として、出所後を見据えた「身体機能」「認知機能」「生活技能」に焦点を当てたカリキュラムのほか、DS・DH・DMの疾患や特性に応じた取組を試行錯誤しながら実践しています。現在行っている取組は、次のとおりです。

「身体機能」: 専門職が作成した体操DVDを基に毎日実施し、身体機能の維持向上を図る。

「認知機能」: テキストを用いた脳トレを毎日実施し、認知機能の維持向上を図る。

「生活技能」: 身の回りの掃除や洗濯たたみ、食器洗い等、福祉施設入所や一人暮らしを想定した生活技能の獲得を狙う。

「疾患や特性に応じた取組」: グループワークを中心とし、コミュニケーションや知識の付与を行う。

また、D系統の受刑者の多くは、社会復帰に際して福祉的支援が必要となるところ、福祉的支援の対象者の中には、義務教育もまともに受けられず基礎的な学力が身に付いていなかったり、被虐待等様々な経験から対人不信が強かったりするなど、円滑なコミュニケーションを取ることが難しい方が目立ちます。

拘禁刑の導入により、懲らしめから立ち直りの支援へと舵を切り、集団編成の見直しだけでなく、作業や教育プログラムにも変化が生まれている中、受刑者本人への変化を促すと共に、それを支える職員側にも変革が求められており、一人ひとりの自覚が重要です。

何らかの支援を要する罪を犯してしまった方々が、新たなプログラム等を通して、認知及び身体機能の低下を防ぎつつ、他者との関係構築の仕方を学び、少しでも円滑に社会への第一歩を踏み出せるようになればと願うところです。引き続きのご理解・ご協力のほど、よろしくご説明いたします。

拘禁刑下の矯正処遇等について

法務省矯正局成人矯正課 法務専門官
塚原 章裕

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役刑及び禁錮刑に代わって、新たに拘禁刑が創設され、令和7年6月1日から導入されました。刑罰の種類を変更するのは、明治40年の刑法定制以来、初めてのことになります。

拘禁刑下においては、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生や社会復帰のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能になりました。これまでの懲役刑では作業の実施が前提でしたが、拘禁刑下においては、受刑者ごとに改善更生・社会復帰の必要性に応じて作業の実施を検討することになりました。また、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を適切かつ柔軟に組み合わせたきめ細かな処遇を展開することが可能になりました。

こうした拘禁刑導入の趣旨を踏まえて、効果的かつ効率的に特性に応じた処遇を行うために、新たに矯正処遇課程を導入しました。受刑者の年齢、心身の状況、執行すべき刑期、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情等に照らして、一定の共通する特性等を有する受刑者の類型ごとに、重点的に処遇すべき内容を備えたもので、高齢や障害など24種類の課程を設けています。受刑者にとって最も必要性の高い課程を1つ指定し、課程ごとに受刑者をグループ分けして特性に応じた処遇を行っています。従来にはない、新しい観点でのグループ分けとして高齢福祉課程、福祉的支援課程(知的障害・発達障害、精神上的の疾病又は障害)など、高齢や障害等のため福祉的支援が必要な受刑者を対象とした課程を3種類設けています。

矯正処遇課程の導入により、刑執行開始の時点から、福祉的支援が必要な者が特定され、特性に応じた処遇を行いながら福祉的支援を実施しやすくなりました。これにより、いわゆる障害受容の促進や福祉的支援に対する抵抗感の緩和をもたらしたり、対象者の日常生活の困りごとを他機関に引き継いだりすることなども期待されます。

拘禁刑導入の目的である、受刑者の円滑な社会復帰を実現するためには、刑事施設と地域生活定着支援センターとの連携をこれまで以上に緊密にすることが不可欠です。受刑者の社会復帰支援に引き続き御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。



居住支援法人の活動の実際と課題①

NPOくらし応援ネットワーク
居住支援事業部 部長 吉田全良

高齢者や障がい者、低所得者、ひとり親世帯、刑余者など、自力で住まいを確保することが難しい「住宅確保要配慮者」の最後の受け皿として期待される居住支援法人。その活動は、単なる物件仲介に留まらず、入居前から入居中、入居後、そして時には看取りまで、多岐にわたる生活支援に及んでいます。

具体的な業務内容

居住支援法人の業務は、大きく「入居支援」と「生活支援」の2つのフェーズに分けられます。

1. 入居支援: 住まいを見つけ、契約、入居に繋げる
新規相談: まずは本人の状況(収入、心身の状態、保証人の有無など)を丁寧にヒアリングし、どのような住まいと支援が必要かを見極めます。
物件のマッチング: 協力してくれる大家や不動産会社に連絡し、住宅確保要配慮者の状況を説明して理解を求め、貸してくれる物件を確保します。確保した物件情報と相談者のニーズを照らし合わせ、最適な住まいを提案します。(入居金のない方は分割払いのお願いをしたり入居後に生活保護を受ける条件で先に入居させていただいたり)
不動産会社への同行・契約補助: 本人と同行して不動産会社を訪れ、物件探しや内覧同行、契約手続きをサポートします。緊急連絡先がない場合は、法人が提供するお一人様終活事業を利用したり、金銭的に困窮してる方は無料で緊急連絡先になったりします。(事件で新聞に名前が載ったり、過去に家賃債務があり審査が通らない方は自己所有や自己保証会社の物件を探します)

2. 生活支援: 安心して暮らし続けるためのサポート

- 見守りと安否確認: 入居後も定期的に訪問や電話で連絡を取り、孤立を防ぎ、健康状態や生活に困りごとがないかを確認します。これは、孤独死のリスクを懸念する大家の不安を和らげる重要な役割も担います。(メールやIoTによる日常生活の見守り)
- 生活相談: 金銭管理の悩み、近隣住民とのトラブル、福祉サービスの利用方法など、日常生活における様々な相談に応じます。必要に応じて、行政の福祉窓口や専門の支援機関へ繋ぐコーディネーターとしての役割も果たします。
- 緊急時対応: 病気や怪我といった急なトラブルが発生した際に、病院への連絡や家族への報告など、迅速に対応します。
- 退去時・死後事務の支援: 身寄りのない人が亡くなった場合には、死亡後事務契約に基づき、遺品整理や行政手続き、葬儀の手配といった死後の事務を担うこともあります。
- 居住支援法人が抱える深刻な課題
社会的に極めて重要な役割を担う居住支援法人ですが、その多くが運営上の困難に直面しています。